

2020年1月6日から八ローワークの利用方法が変わります

2020年1月6日に、ハローワークのシステムとハローワークインターネットサービスが新し くなります。

ポイント① 新サービス「求人者マイページ」で、会社のパソコンから求人の申込みができます ポイント② 新しい求人票で、より詳細な情報を求職者に提供できるようになります

会社のパソコンから、

求人申込みや内容変更などの手続きを行えるようになります

ハローワークインターネットサービス上に**「求人者マイページ**」を開設すると、会社のパ コンから次のサービスを利用いただけます。

- 「求人者マイページ」を開設するには、ハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。
- 「求人者マイページ」を開設するにあたり、ログインアカウントとして使用するメールアドレスが必要です。

求人申込み

- ※ 申込み内容をハローワークで確認後に受理・公開します。
- : 次の要件に該当する場合は、マイページでの求人情報の入力(仮登録)後、14日 以内にハローワークにお越しのうえ、本登録の手続きを行う必要があります。
 - ・マイページを通じて初めて求人を申し込む場合(窓口でマイページ開設手続きを行った場合を除く)
 - 2020年1月以降、初めて障害者求人を申し込む場合
 2020年1月以降、初めてトライアル雇用求人を申し込む場合

 - ・ 2020年1月以降、初めて障害者(短時間)トライアル雇用求人を申し込む場合
 - ・ 過去1年間に求人を申し込んでいない場合
 - マイページを通じて派遣・請負求人を申し込む場合
 - ・その他、ハローワークが必要と認める場合

○ 申し込んだ求人内容の変更、求人の募集停止、 事業所情報**の変更**など

- マイページから求人内容の変更などのサービスが利用ができるのは、2020年1月 以降に受理した求人に限ります。
- 事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画 像情報の登録・公開
 - ※ ハローワーク内のパソコン (検索・登録用端末) だけでなく、ハローワークインターネットサービス上でも公開できるようになります。
- ハローワークからご紹介した求職者(応募者)の紹介状の確認、選考結果(採用·不採用) を登録(ハローワークに連絡)
 - ※ 紹介状の確認や選考結果の登録ができるのは、2020年1月以降に受理した求人に限ります。
 - ※ 求人が無効となった場合、紹介状の確認、選考結果の登録はできなくなります。
- **メッセージ機能**(ハローワークからご紹介した求職者(応募者)とのやりとり)
 - ※ メッセージ機能を活用して応募者とやりとりできるのは、2020年1月以降に受理した求人(有効中)で、応募者が「求職者マイページ」を開設してい る場合に限られます。

求職情報検索

- ※ 有効中の求人がない場合は利用できません。
- ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件などの求職情報を求人者にPR(公開)することを希望している方々の 情報を検索できます。氏名、連絡先など個人が特定される情報は公開されません。なお、求職者に対して直接リクエスト(求人への応募依頼)することはできません。ハローワークで求職者の希望条件などを確認したうえでご案内しますので、ハローワークにご相談ください。

<マイページ開設手順>

ハローワークの窓口で開設手続きを行います。

窓口で ハローワークインターネット 登録したメールアドレスの入力 パスワード登録 マイページ 事業所登録 認証キー受信 メールアドレスを登録 サービスにアクセス 利用規約などに同意 認証キー入力 開設完了 求人申込み

- 上記の方法のほか、会社のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスし、ログインアカウント(メールアドレス、パスワード)を登録、事業所情報・求人情報 を入力(仮登録)後、ハローワークにお越しのうえ窓口で本登録手続きを行い、マイページを開設する方法もあります
- 小では登録者の場合は、あらためての事業所登録は不要ですが、内容の確認や不足情報の把握等をさせていただきます。



求人申込み(仮登録)の入力画面イメージ



新しい求人票で、より詳細な求人情報を提供できるようになります

- 求人票の様式が変わり、**掲載する情報量が増え**、求職者に対して**求人情報をより詳細に** 伝えることができるようになります。
 - ※ 求人票の様式変更については、リーフレット「2020年1月6日から求人票と公開方法が変わります」「2020年1月6日から求人票が変わります」 (その1・その2)」をご覧ください。
- ハローワークインターネットサービスとハローワーク内のパソコン(検索・登録用端末)が -本化され、求人情報の内容や検索方法が同じになります。
 - 求人票に掲載する情報のほか、**事業所の画像情報や「事業所からのメッセージ」など のPR情報も提供できる**ようになります。
 - ハローワークインターネットサービスでも、ハローワーク内に設置されたパソコン (検索・登録用端末) と同じ求人情報を提供できるようになります。
 - ※ これまでは、ハローワークインターネットサービスで公開される求人情報は一部に限定されていましたが、ハローワーク内のパソコン(検索・ 登録用端末)と同じ情報が公開されるようになります。
 - 求人情報がインターネット上で公開されるタイミングが早くなります。
 - ※ ハローワーク内のパソコン(検索・登録用端末)とハローワークインターネットサービス上で公開されるタイミングが同じになります。

さまざまな方法で求人を申し込めるようになります

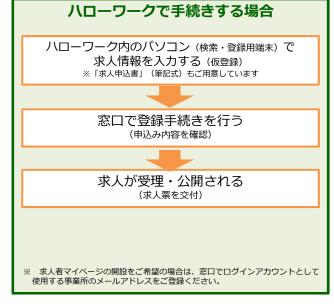
- 会社のパソコンから求人申込み (仮登録) できるようになります。

 - ※ 会社のパソコンから求人を申し込む(仮登録)場合は、「求人者マイページ」を開設する必要があります(表面参照)。 ※ 「求人者マイページ」を開設すると、申込み済みの求人情報データ(2020年1月6日以降に申し込んだ求人に限る)を活用(転用)した求人申込みが できるようになります。
- ハローワーク内に設置されたパソコン(検索・登録用端末)で求人情報を入力できるように なります。求人情報の入力(仮登録)後、窓口で本登録の手続きを行います。

 - ※ 「求人申込書」(筆記式)もご用意しています。 ※ 窓口で「求人者マイページ」の開設手続きを行うこともできます(表面参照)。

<求人申込み手続きの流れ> ~事業所登録が完了している(求人を申し込んだことがある)場合~

会社のパソコンから手続きする場合 求人者マイページを開設 (ハローワークの窓口で開設手続き) 求人者マイページから 求人情報を入力する (仮登録) ハローワークで申込み内容を確認後、 求人が受理・公開される (求人票はマイページ又はFAXで送付) 派遣・請負求人を申し込む場合など一定の要件(表面点線枠内を参照)に該当 する場合は、求人情報の入力(仮登録)後14日以内にハローワークにお越しいた く必要があります ー、いらながらうとう。 申込み内容に不備や不明点等がある場合は、ハローワークにお越しいただく場



※ ハローワークに求人を申し込んだことがない場合は、ハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。詳しくはハローワークにお問い合わせください。

